主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

所論は、憲法違反を主張するが、その実質は単に検察官のなした抗告人の移監措 置を非難するものであつて、刑訴四〇五条に掲げる事由に該当しない(同四三三条)。 それ故、論旨は採るを得ない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条第一項により、全裁判官の一致で主文のとおり 決定する。

昭和二七年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官